

平成 30 年度

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査

留 萌 市 監 査 委 員

平成 31 年 2 月



# 定期監査報告

## 1 監査の対象部局

総務部（総務課）

地域振興部（政策調整課・農林水産課・経済港湾課）

市民健康部（社会福祉課・保健医療課・地域包括支援センター）

都市環境部（環境保全課）

教育委員会（学校教育課・生涯学習課・子育て支援課）

## 2 監査の実施期間

平成30年10月16日から平成31年2月5日

## 3 監査の範囲

平成29年度決算の一般会計における「負担金、補助及び交付金」より支出された補助金交付等の財務事務。

## 4 監査の着眼点

### （1）支出対象及び支出金額

- ① 公益性のない事業又は団体に補助金等の交付がなされていないか。
- ② 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ③ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

### （2）支出方法の適法性、妥当性

- ① 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- ② 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ③ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認がおこなわれているか。
- ④ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

## 5 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ監査の範囲の補助金等事業名、補助等の相手方、事業等開始年度、事業の目的及び公益上必要があるとする理由、事業の効果、根拠法令等の提出を求め、関係書類及び諸帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け実施した。

## 6 監査の対象

平成29年度決算における「負担金、補助及び交付金」支出業務の内、次の43件を抽出した。

単位：円

担当部等	担当課	事業名（説明）及びH29実績	H28支出額	H29支出額
総務部	総務課	留萌市防犯協会補助金	100,000	100,000
地域振興部	政策調整課	生活路線バス購入費補助金	4,236,000	9,324,000
		市民活動振興助成金（1件）	310,000	130,000
		住民組織運営助成金（138町内会、19街灯組合）	9,204,100	9,377,200
		コミュニティ助成事業補助金（1件）	2,000,000	1,300,000
		町内会街灯設置事業費補助金（6件）	179,000	179,000
	農林水産課	中山間地域等直接支払交付金（1集落）	16,061,289	16,061,289
		多面的機能支払交付金（5組織）	15,698,584	15,826,492
		経営所得安定対策直接支払推進事業補助金	2,338,000	2,046,400
		青年就農補助金（2件）	1,500,000	3,000,000
		新規就農者支援事業（実習受入支援助成金）（1件）	879,000	201,000
		新規就農者支援事業（新規就農者支援助成金）（4件）	1,744,312	8,709,220
		森林整備地域活動支援交付金	450,000	300,000
		ふるさとの森育成事業補助金	1,483,115	1,008,352
		漁業振興対策事業補助金	0	300,000
	経済港湾課	労働行政統括事業（留萌地域人材開発センター運営協会負担金）	6,038,000	6,038,000
		商店街振興組合連合会振興対策事業費補助金	1,000,000	1,000,000
		中小企業振興助成金（4件）	2,778,000	1,659,000
		商店街集客力向上支援事業費補助金	—	6,000,000
		小規模事業指導推進費補助金	4,886,000	4,532,000
		住宅改修促進助成事業（住宅改修促進助成金）（30件）	4,428,000	5,914,000
経済振興対策事業（るもい元気チャレンジ助成金）（2件）		0	250,000	
水産加工業振興事業補助金		233,000	300,000	
留萌南部地域広域観光連携協議会負担金		—	4,850,000	

担当部等	担当課	事業名（説明）及び H29 実績	H28 支出額	H29 支出額
市民健康部	社会福祉課	社会福祉協議会補助金	11,412,000	11,370,000
		精神障害者社会復帰支援事業補助金（施設通所交通費）	130,530	141,480
	保健医療課	地域医療対策事業（旭川赤十字病院救命救急センター運営費負担金）	178,000	155,000
		特定不妊治療費助成金（延 14 人）	1,022,243	810,314
	地域包括支援センター	老人クラブ等運営費補助金（老人クラブ運営費補助金）（40 団体）	1,404,000	1,528,746
老人クラブ等運営費補助金（老人クラブ連合会運営費補助金）		979,188	977,948	
都市環境部	環境保全課	浄化槽設置整備事業費補助金（3 件）	352,000	1,145,000
		藤山地区環境保全対策事業補助金	60,000	60,000
教育委員会	学校教育課	北光中学校閉校事業実行委員会補助金	—	400,000
		中体連参加費補助金	2,500,000	2,500,000
		遠距離通学費補助金（5 人）	849,520	753,080
		冬期バス通学費補助金（1 人）	8,640	7,360
		中学校教育振興事業（留萌地方体育文化連盟負担金）	355,000	335,000
	生涯学習課	スポーツ振興助成金（4 件）	555,000	364,000
		スポーツ合宿誘致事業（スポーツ合宿誘致助成金）（2 件）	—	174,000
		芸術文化振興助成金（7 件）	500,000	865,000
		温水プール管理事業（西ビル管理経費市負担金）	8,875,290	8,844,036
	子育て支援課	保育士配置等補助金	7,968,840	8,433,600
		母親クラブ活動費補助金（6 クラブ）	1,134,000	1,134,000

## 7 監査の結果

監査対象は次のとおりであり、事務処理に関して一部改善・検討を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、2月5日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

### (1) 補助金等交付要綱について

#### ① 要綱等の制定、見直しについて

留萌市補助金等の制度新設等に関する規程第7条により補助制度が2年以上継続となるときは、補助金等交付要綱を制定するものとなっているが、今回の監査対象事業においてはすべて要綱等が制定されていた。

要綱等について、文言・内容の誤り、不明確なもの、必要と思われる事

項が規定されていないもの、交付決定者等の検討、内容の矛盾、不要な条項等が見受けられたので、留萌市補助金等交付規則に基づき、全体的に見直しや整理を要望する。

留萌市補助金等の制度新設等に関する規程第5条及び第6条において、見直しの期間や基準について定められているので、要綱等を再度確認し、実態にそぐわないものや所管担当者・補助事業者が効率的に手続きを行えるよう、実態に則したのものへの見直しを望む。

② 補助金等の算定方法について

要綱等に補助率や基準額等が定められており、概ね良好な事務処理である。

③ 補助金等の対象範囲について

補助対象として、妥当性に検討を要するものや対象範囲が不明確なものが見受けられた。補助対象の可否は算定額に影響するものであり、補助対象となる条件を明確にするとともに透明性の確保を図られたい。

④ 補助金等関連様式について

様式が要綱等に規定されていないもの、関連する規程や様式番号の誤りが見受けられた。

また、必要事項の記載箇所が無いもの、記載箇所はあるが活用されていないもの等、整理が必要と思われるものが見受けられた。

要綱等と様式との整合性や様式内容等の整理を要望する。

(2) 提出書類について

① 提出書類

要綱等で提出を求めている書類が未提出となっているもの、提出された書類が未記載（日付、申請者名等）、記載内容の誤りや不足、押印漏れ等の不備が散見された。

また、申請書が未提出であるのに、交付手続きが執行されているものが見受けられた。

なお、申請時に具体的な事業計画が策定されていないものが見受けられており、計画策定後に申請を受け付けるのが適切である。

申請書類は、補助事業を進めるための最初の手続きであり、交付の可否を判断するための重要な手続きであることから、適正な事務処理を要望す

る。

提出書類の確認作業にあたっては、チェック体制の構築など機能強化を図り、適正な事務処理に努めるとともに、補助事業者への適切な指導にも重点を置いて事務執行に当たられたい。

## ② 提出時期・事業着手時期

補助事業の執行について、申請書提出前に着手しているものが見受けられた。留萌市補助金等交付規則第12条により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い補助事業を行うこととされているので、交付決定後の事業着手が望ましい。

なお、事業の性質や緊急性により、事前着手が必要であるなら、補助金等交付規則又は、各要綱において、「事前着手が可能であること」、「その手続きの方法」について、あらかじめ定めておくべきである。

また、必要性を精査の上、事前着手の必要性がある場合においては、補助事業者に対して当該補助金の交付について交付決定が行われるまでは確約できるものでないことを通知しておくことも必要と思われる。

## (3) 交付事務について

### ① 決定書及び通知書類について

決定書の決定日・施行日・指令及び文書番号の未記載、補助金額を算出する計算式の誤記載や通知書類の文書番号の未記載、記載内容の誤記載、公印の押印漏れが見受けられた。未記載・誤記載などの確認を習慣的に行うよう努められたい。

決裁に当たっては、決定書を用いず通知書余白で決裁しているものが見受けられたが、留萌市事務処理規程第17条第2項に定める軽易な事件とは認められないため、同規程に基づき別記様式第9号を用いて作成することが望ましい。

決裁区分についても、専決者に誤りが見受けられるので、留萌市事務決裁規程に基づいた決定権者による適正な事務処理を要望する。

### ② 指令番号について

指令番号と文書番号を混同しているものが見受けられた。指令番号については、交付決定から用いるものであるので、使用する際は、使用する文書を確認して事務処理に当たられたい。

### ③ 概算払いについて

留萌市補助金等交付規則第14条第2項で、市長が特に必要と認めるときは事業完了前に概算払いができるものとしているが、その事務処理がされていないものが見受けられた。

事業遂行上、概算払いが特に必要であると認められる場合は、その理由を明確にし、概算払いを決定する手続きが必要である。

また、事業の性質上、概算払いが必要な場合や通常で年数回の交付が必要であると認められるのであれば、規則・要綱等にあらかじめ定めておくのも一つの方法であり、事務軽減にもつながるので検討されたい。

### ④ その他

提出書類受付から決定するまでに、長い期間を要しているものが見受けられた。行政側の事情により補助事業者が不利益を被らないよう、適切な事務処理を望む。

また、要綱等において、市長が特に認める経費を補助対象とすることができるとしているが、その事務処理がされていないものが見受けられた。補助対象の可否は算定額に影響するものであり、補助対象と認められるときは、その理由を明確にし、決定するとともに透明性の確保を図られたい。

さらに、交付事務において、手続きが一部欠けているものが見受けられた。基本的な手続き（申請から補助金等交付まで）について、留萌市補助金等交付規則を確認するとともに、同規則に基づいた適正な手続きによる事務処理を要望する。

## (4) 実績報告書について

実績報告書の未提出が見受けられた。

実績報告書の提出は、補助金等を交付する上で重要な手続きであり、交付額を確定するための基準となるものであるため、必ず提出するよう補助事業者へ指導されたい。

提出された実績報告書について、未記載、押印漏れ、金額誤り、記載誤りや不要書類の添付、報告内容不足（実施内容、経費内訳、事業成果）が見受けられた。

また、決算額の積算内訳が不明瞭なもの、領収書の不備（領収印なし、

領収内容未記載)、補助対象外経費の補助算出額への計上等の不適切な処理、実績報告書の審査や交付額の確定手続きがされていないものが見受けられた。

実績報告書の確認作業に当たっては、事業成果や収支決算等、十分な精査を組織内で連携して行い、適正な事務処理に努めるとともに、補助事業者への適切な指導にも重点を置いて事務執行に当たられたい。

#### (5) 支出事務について

概ね良好な事務処理であったが、一部で請求書の不備(記載内容の誤記載、修正液での訂正)が見受けられたので、確認作業及び補助事業者への指導について、適切な対応を望む。

#### (6) その他

規則・要綱等で規定されている補助事業に関する事項の公表・公開が確認できないもの、補助事業者となる団体の組織が確立されていないものが一部見受けられた。規則・要綱等に基づいた事務処理及び補助事業者への指導等、適正な事務処理が望まれる。

また、補助事業者によっては、事業費を上回る自己資金収入があり、繰越も発生しているなど、補助がなくても事業実施が可能と思われるものが見受けられた。補助事業等について、その目的や実施内容、経理状況等を精査し、補助等の必要性について検討が望まれる。

## 8 まとめ

補助金等の交付については、留萌市補助金等の制度新設等に関する規程第2条第1項第1号により「その事業が行政目的に合致し公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、金銭的給付を行う」ということが基本となっている。

その事務を執行するにあたっては、市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われていることを念頭に置き、公益上の必要性、透明性、妥当性、効率性及び法令等との適合性の確保に留意し、適正に事務を遂行することが求められる。

補助金等交付の根拠となる要綱等については、不備の是正や補助対象範囲の明

確化、実態に則した条項・様式への改善、事務手続きの効率化・簡素化等の検討が必要であり、その内容について職員一人ひとりが再度確認し、適正な手続きや手順等を熟知して事務にあたることが求められる。

補助金等を交付する団体に対しては、自主性・自立性を重んじ、制約しすぎることは好ましくないが、一方でその財源は市民の税金で賄われているものであることから、慎重に確認作業を行うことが必要であるとともに、事業に対しての補助の必要性についても検討する必要があると思われる。

市として、市民への説明責任があるということを自覚し、申請・交付手続きの適正な処理、提出書類の有無や記載内容の確認等を常に心掛け、対象事業の妥当性について、その都度検討を加えつつ、「申請＝交付」のような既得継続での処理とならないよう、審査・指導を適切に行い、また、その機能が十分に発揮できるよう個に依存しない組織的なチェック体制を構築し、行政としての役割を果たされるよう望むものである。

今回の定期監査での指摘・指導事項を踏まえ、補助金交付事務の精度向上及び内容の充実が図られることを望むものである。